

交付申請に必要な書類について

○次世代自動車導入前申請（通常申請）の場合

補助金交付申請時

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）※申請書と別紙「導入する次世代自動車」
- イ 補助対象経費に係る見積書の写し
- ウ 申請者の営む主な事業及びその内容を証明する書類
 - ① 法人の場合
 - ・登記簿謄本（写）
 - ・現在事項全部証明書（写）
 - ・履歴事項全部証明書（写）
 - ※上記のうち、いずれか1点、発行後3か月以内のもの
 - ② 個人事業者の場合
 - ・前年分の確定申告書B（写）
 - ③ 新規開業で確定申告したことがない個人事業者の場合
 - ・税務署に届出た個人事業の開業・廃業等届出書（写）※税務署受付印のあるもの
 - ④ 西宮市外に登記をしている場合
 - ・西宮市内に事務所等を有することを証する書類（例：車庫証明等）
- エ 振込先調書 ※口座名義は補助対象事業者と同一名義であること
- オ 収支予算書 ※電気自動車及び燃料電池自動車を導入する場合は提出不要
- カ 完納証明書（写） ※申請者及び使用者（借受人）の西宮市税に未納がないことの証明書
- キ 返信用封筒 ※申請者の宛先を記入し、送付に必要な郵便切手を貼付した封筒又は料金後納等、申請者が料金を負担する封筒（いずれも長型3号より大きいもの）

<申請者がリース事業者の場合>

- ク 貸与料金の算定根拠明細書
- ケ 自動車賃貸借契約書（写）

<使用者（リース事業者からの借受人）が運送事業者で、天然ガスバス、優良ハイブリッド、バス天然ガストラック、優良ハイブリッドトラックのいずれかを導入した場合>

- コ 国の補助金の交付予定枠の内定通知（写）又は、本市様式「確約書」
※確約書提出の場合は、実績報告書提出の際、国の補助金の交付予定枠の内定通知（写）を提出すること

<その他>

- サ その他、本事業に関し市長が必要と認める書類

申請の受付については環境保全課窓口までお持ちいただくか、郵送とします。(電子メールでの受付は行っていません。)

窓口では、書類の受取のみとし、内容の確認は行いません。不備がある場合は、後日、連絡します。